岐阜市障害者福祉施設 (第二恵光、第三恵光、ワークス 恵光、ケアホーム恵光)

指定管理者募集要項

令和3年4月

岐阜市福祉部障がい福祉課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	基本的な運営方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	応募資格	2
4	指定期間 ·····	2
5	施設の概要	3
(1)	名称、実施事業及び利用定員	
(2)	所在地	
(3)	施設構成・規模・構造等	
(4)	運営状況(実績等)	
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)	管理運営形態	
(2)	管理基準	
(3)	業務の範囲(指定管理業務)	
(4)	権利義務の譲渡の禁止	
(5)	業務の再委託の制限	
(6)	自主事業(指定管理者の費用負担による業務)	
(7)	リスク分担に対する方針	
(8)	指定の取消し等	
(9)	モニタリングの実施	
7	指定管理に関する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
(1)	利用料金について	
(2)	利用料金の精算(取扱い)	
(3)	管理口座・区分経理	
(4)	納税義務について	
8	指定管理者の審査・選定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
(1)	基本的な考え方	
(2)	提案の内容	
(3)	審査方法	
(4)	審査結果	
(5)	選定方式	

9 協定書	書の締結	1 6
10 指5	官までのスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
1 1 現地	也見学会について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
1 2 応募 (1) 申請	事手続等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
(2) 提出		
(3) 質問	の受付	
(4) 応募	に関する留意事項	
13 問し	N合わせ先及び書類の提出先 ······	2 0
[別紙]	資料	
資料 1	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホー	-ム恵
光)指定管理者管理業務仕様書	
資料2	施設概要	
資料3	指定管理業務に係る特記仕様書	
資料 4	目的外使用許可について	
資料5	収支予算立案のための参考情報	
資料6	職員配置等に関する基準	
資料 7	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホー	-ム恵
光)の管理運営に関する協定書(参考)	
[別紙]	様式	
様式 1	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホー	-ム恵
光)指定管理者指定申請書	
様式2	収支予算書	
様式3	事業計画書	
様式 4	団体概要説明書	
様式 5	職員配置と採用計画について	
様式 6	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホー	-ム恵
光)指定管理者指定申請にかかる誓約書	
様式 7	役員名簿照会及び同意書	
様式8	辞退届	
様式 9	現地見学会参加申込書	
様式10	指定管理者募集要項等に関する質問票	

1 募集の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び法第77条第3項に規定する地域生活支援事業を行うことを設置目的とする「岐阜市立第二恵光」、「岐阜市立第三恵光」、「岐阜市立ワークス恵光」、「岐阜市立ケアホーム恵光」(以下「施設」という。)の管理について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び岐阜市障害者福祉施設条例(昭和57年岐阜市条例第43号。以下「条例」という。)第4条の規定の基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の地方自治法の改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、必要なサービス等を確実に行えることが必要となります。

2 基本的な運営方針

施設は、主に知的障がい者を対象に以下のサービスを提供しています。

岐阜市立第二恵光(以下「第二恵光」という。)及び岐阜市立第三恵光(以下「第三恵光」という。)は、法第5条第11項に基づく障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)として位置付けられており、法第5条第10項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)、法第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)、法第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)及び法第77条第3項の規定により昼間において、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う地域生活支援事業(以下「日中一時支援事業」という。)を実施しております。

また、岐阜市立ワークス恵光(以下「ワークス恵光」という。)においては、法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)として、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行っています。

岐阜市立ケアホーム恵光(以下「ケアホーム恵光」という。)においては、法第5条第17項に規定する共同生活援助(以下「共同生活援助」という。)として主に知的障がい者に対して共同生活の場を提供し自立した生活が送れるよう支援を行っています。

さらに、第二恵光、第三恵光は、岐阜市地域生活支援拠点等における緊急時の受入・ 対応の機能を担う事業所として位置付けており、地域で暮らす知的障がい者の緊急時に おける支援を実施しております。

このように、施設は利用者に様々な支援を提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、利用者へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理の開始前及び開始後において、 資格を失効し、又は取得できず、市が指定を取り消すことになった場合は、その損害の 賠償を請求する場合があります。

- (1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人(以下「法人」という。)であること。
- (2)市と容易に、かつ、緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な法人で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通していること。
- (3)次の①から④の条件のいずれかを満たすもの。ただし、所轄庁が実施した法人及び 事業所指導監査において特に問題が認められていないこと。
 - ① 岐阜圏域(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町)に法人本部があり、かつ、岐阜圏域において障害者支援施設を運営している。
 - ② 市内に法人本部があり、かつ、市内において法に基づく短期入所事業所を運営している。
 - ③ 市内に法人本部があり、かつ、市内において法に基づく共同生活援助事業所を運営している。
 - ④ 市内に法人本部があり、かつ、市内において老人福祉法(昭和38年法律第13 3号)に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを運営している。
- (4)過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定又は岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の措置要件に該当しない法人であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている法人でないこと。
- (7)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている法人 及びその開始決定がされている法人(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の 例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- (8)岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書(平成22年10月22日 締結)第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9)市税等の滞納がない法人であること。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

- (1) 名称、実施事業及び利用定員
- ① 第二恵光

サービスの種類:施設入所支援(定員:50名)

生活介護(定員:60名) 短期入所(定員:2名) 日中一時支援事業(空床型)

② 第三恵光

サービスの種類:施設入所支援(定員:40名)

生活介護(定員:40名) 短期入所(定員:4名) 日中一時支援事業(空床型)

③ ワークス恵光

サービスの種類:就労継続支援B型(定員:30名)

④ ケアホーム恵光

サービスの種類:共同生活援助(定員:24名)

- (2) 所在地
- ① 岐阜市西島町4番24号(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光)
- ② 岐阜市西島町4番24-2号(ケアホーム恵光)
- (3) 施設構成・規模・構造等
- ① 敷地面積 8421.65㎡
- ② 延床面積 4292.3 m² (第二恵光、第三恵光、ワークス恵光) 597.16m² (ケアホーム恵光)
- ③ 敷地内の主な工作物(防災無線、照明設備、電柱 等)
- ④ 施設の主な設備
 - ア 放送設備(発信機1台、受信スピーカー10台)
 - イ 防犯設備(防犯カメラ7台、モニター3台)
 - ウ 非常通報装置(施設内5か所)
 - エ 消防設備 (スプリンクラー設備、自動火災報知機、自動火災扉 等)
 - オ 夜間警戒設備(施設内18か所、受信機4台)
 - カ ソーラー設備(蓄熱槽1基、ソーラーパネル48枚×2台)
 - キ 給湯設備(ボイラー3基)
 - ク 貯水槽(受水槽2基、高置水槽2基、減圧水槽1基、貯湯槽1基 等)
 - ケ 空調設備
 - コ エレベーター(1基)
 - サ 自家用電気工作物
- ⑤ 施設の備品(「資料1 岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光)指定管理者管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。) を参照してください。)

(4) 運営状況(実績等)

施設の運営状況については、「資料2 施設概要」を参照してください。 平成29年度から令和3年度の収支決算や収支予算については、次のとおりです。

・収支決算

<収入の部>

(単位:円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護給付費等収入	467,147,784	457,370,578	451,633,775
就労支援事業収入	3,014,048	3,056,901	2,973,586
その他収入	4,690,912	3,603,219	4,339,463
合計	474,852,744	464,030,698	458,946,824

<支出の部>

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費		361,543,527	366,648,134	369,578,886
旅費		56,500	421,492	362,240
需用費		75,128,250	76,797,732	84,943,541
	消耗品費	6,606,798	6,086,204	6,661,553
	燃料費	550,457	683,237	382,634
	光熱水費	32,841,131	32,930,568	39,837,931
	修繕料	4,123,234	5,192,423	5,634,329
	賄材料費	31,006,630	31,905,300	32,427,094
役務費		5,297,776	5,904,775	5,695,242
	通信運搬費	1,135,375	1,244,119	1,297,096
	手数料	4,162,401	4,660,656	4,398,146
委託料		23,934,085	27,215,532	31,042,178
使用料及び賃	 看借料	268,248	290,852	348,998
工事請負費		2,812,590	2,845,368	2,810,060
原材料費		9,880	9,247	34,940
備品購入費		2,605,446	1,530,738	1,467,448
負担金		527,400	537,400	501,400
公課費		62,400	90,000	62,400
1	合計	472,246,102	482,291,270	496,847,333

• 収支予算

<収入の部>

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度
合計	486,066,000	479,649,000

<支出の部>

	令和2年度	令和3年度
合計	518,604,000	513,456,000

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(詳細は別添の「仕様書」を参照)

(1)管理運営形態

本施設は利用料金制度を導入して管理運営していただきます。

- ① 利用料金制度(確定料金制)とは
- 一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としています。利用料金制度は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

本施設の場合、本要項6 (3)業務の範囲(指定管理業務)⑤、⑥及び⑦の業務に対して発生する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、地域生活支援給付費、生産活動収入及び利用者の負担金等については、指定管理者が自らの収入として受け取り、施設の運営に充てることになります。

② 利用料金等の設定について 利用料金は、条例第8条に定める額とします。

③ 利用料金の減免について

指定管理者は条例第8条第5項の規定により利用料金の減免を行うことができます。

<条例第8条第5項>

指定管理者は、市長が公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を 減免することができる。

(2) 管理基準

① 支援時間

岐阜市障害者福祉施設条例施行規則(以下「規則」という。)第7条により、通所による利用者に係る支援時間は午前8時45分から午後5時までの間で、指定管理者が市長の承認を得て定めますので、施設の設置目的を考慮し提案してください。

なお、市長の承認を得て定めた支援時間について、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て支援時間を変更することができます。

② 休日

通所による利用者に係る休日は次のとおりです。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休日を変更することができます。

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ・年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- ③ 施設の利用制限

条例第9条に定める場合は、施設の利用を保留し、又は拒むことができます。

④ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して岐阜市個人情報保護条例(平成16年 岐阜市条例第1号)第8条の規定により、指定された当該指定管理者としての業務の 範囲内で、当該個人情報の改ざん、滅失、き損、漏えいその他の事故を防止するため の必要な措置を講じなければなりません。

また、指定管理者として指定された場合は、「資料3 指定管理業務に係る特記仕様書」に おける「個人情報の取扱いに関する留意事項」を遵守するとともに、その範囲内で施設の管理運営の状況、施設の利用状況、アンケートの実施内容等について、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)に基づき積極的な情報公開の推進に努めることとします。

⑤ 目的外使用の基準

「資料4 目的外使用許可について」を参照してください。

- ⑥ 災害発生時の指定管理者の対応について (詳細は別添の「仕様書」を参照してください。)
- ⑦ 環境への配慮について

「環境アクションプランぎふ」等の計画に基づき、省エネルギー、リサイクルなど、環境に配慮した運営に努めてください。

⑧ 施設の改修計画について

(詳細は別添の「資料2 施設概要」を参照してください。)

指定管理期間中に次の施設整備が計画されておりますので、別途協議により必要に 応じて協定書の変更を行うものとします。

- ア 利用者の高齢化、障がいの重度化や個別対応が必要な方の受け入れのため、段 差解消などのバリアフリー化や入所利用者のプライバシー確保のため個室化
- イ 障害者支援施設の運営基準(9.9 m²/人)を満たす個室を作るために、個室に変更する予定の機能(事務室・会議室・訓練室・作業室・多目的室等)を備えた付属棟の建設
- 9 その他
 - ア 指定管理の開始後の円滑な運営を図るために岐阜市公益的法人等への職員の派遣 等に関する条例(平成14年岐阜市条例第2号)に基づき最長3年間派遣する市職 員を受け入れることとします。

詳細については、市と協議することとします。

(参考:想定派遣人数)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第二恵光	1 2 人	6人	4人
第三恵光	9人	4人	2人
ワークス恵光	2人	1人	0人
ケアホーム恵光	1人	1人	0人
合計	2 4 人	1 2 人	6人

- ※派遣職員は直接処遇職員として配置してください。
- イ 現在施設で勤務している会計年度任用職員や再任用職員が、引き続き施設での勤 務を希望する場合は、指定管理者において雇用することを検討してください。
- ウ 令和4年4月1日からの施設運営にあたり、障害福祉サービス事業を行うものと して、次の指定を受ける必要があります。
 - ・法第36条第1項の規定による法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者としての指定
 - ・法第38条第1項の規定による法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設 としての指定
- エ 令和4年4月1日からの運営にあたり、地域生活支援事業(日中一時支援事業) を行うものとして岐阜市に登録されている必要があります。
- オ 法第36条第1項の規定による法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者としての指定後、岐阜市地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の機能を担う事業者として岐阜市へ登録する必要があります。
- カ 災害時における社会福祉施設への避難者受入れに関する協定の締結をするものとします。
- キ 令和4年4月1日からの障害福祉サービス等の提供にあたり、各利用者との間に 利用契約を締結する必要があります。
- (3) 業務の範囲(指定管理業務)
- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ 利用の制限に関する業務
- ④ 利用料金の収受及び減免に関する業務
- ⑤ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の運営に関する業務
 - ア第二恵光
 - ・施設入所支援
 - 生活介護
 - ・短期入所
 - · 日中一時支援事業
 - イ 第三恵光
 - 施設入所支援
 - 生活介護

- 短期入所
- ·日中一時支援事業
- ウ ワークス恵光
 - ·就労継続支援B型
- エ ケアホーム恵光
 - · 共同生活援助
- ⑥ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第 1項第2号又は障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第9条の規定による措置の決定を受けた者に対する、知的 障害者福祉法第2条第1項に規定する更生援護を行う業務
- ⑦ 主に知的障がい者を対象とする地域生活支援拠点等に関する緊急時の受入・対応 業務
- ⑧ その他市長が必要と認める業務

(4)権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5)業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(6) 自主事業(指定管理者の費用負担による業務)

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的の範囲内であれば、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業に係る経費は市の負担ではなく、指定管理者の負担で事業を実施していただき、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。なお、損失が発生した場合、市は補填を行ないません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。 これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示 したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に 〇)

				負担者	
No.	種類	リスクの内容	市	指定管理者	
1	指定管理(管理主体)へ の円滑な移行(引継ぎ)	指定管理者の責めに帰すべき事由によ り円滑な移行ができない場合		0	
		上記以外の場合	0		
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	0		
3	佐田宮堂の内町・内山笠	市の判断又は市の責めに帰すべき事由 による場合 (施設の瑕疵・施設改修 等)	0		
3	管理運営の中断・中止等	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定 取消しまたは業務の停止)		0	
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	0		
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅 延、失効等(岐阜市が取得するもの)	0		
		上記以外の場合		0	
6	計画変更	事業条件の変更等	0		
7	 管理運営費上昇 	事業条件変更以外の要因による管理運 営費の増大		0	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由によ る場合		0	
		上記以外の場合	0		
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		0	
		利用者数の変動等の需要変動		0	
10	需要変動	インフレ、デフレ及び公共料金の変動		0	
		上記以外で実施条件を超える需要変動	0		
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事 由による場合	0		
		施設管理運営上、指定管理者の責めに 帰すべき事由による場合		0	
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒 音、振動、臭気等)		0	

このうち No.11 の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場

合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

<市民総合賠償補償保険>

種類		賠償責任保険	補償	保険
	身体賠償	1名につき3000万円	死亡補償保険金	500万円
		1事故につき3億円	後遺障害補償保険	20万~500万
保険金額		「争政につきる場門	円	
体陕亚 镇	財物賠償 1事故につき1000万 円	1事故につき1000万	入院補償	1日から適用
		通院補償	6日から適用	
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失		市が主催・共催した	- 事業での事故を対
が多型団	川巴 正文 Vノ 圷又 加	に事業の過入	象	

- ※ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。
- ※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催 した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(8) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ① 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ② 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
- ③ 募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ④ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(9) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報 告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

工 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費

(1) 利用料金について

指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに指定管理者の収入となる利用料金により、本要項6(2)管理基準及び(3)業務の範囲(指定管理業務)に定める全ての管理運営を行います。

なお、収支予算立案のための参考情報については「資料5 収支予算立案のための参 考情報」を参照してください。また本要項12(2)提出書類⑤及び次の点に留意して ください。

① 施設の敷地を職員用駐車場として使用する場合には、市から目的外使用許可を受ける必要があります。

(参考 令和元年度駐車場使用料 月額3.000円(1台あたり))

② 施設の運営にあたっては、日本知的障害者福祉協会、岐阜県知的障害者支援協会、岐阜県社会福祉協議会、岐阜市社会福祉協議会への加入について配慮してください。

(参考 令和元年度負担金実績)

•日本知的障害者福祉協会 施設合計 133,000円

•岐阜県知的障害者支援協会 施設合計 172,900円

•岐阜県社会福祉協議会 施設合計 20,000円

•岐阜市社会福祉協議会 施設合計 8,000円

(2) 利用料金の精算(取扱い)

当初収支予算の利用料金の精算(取扱い)については、下記のとおりです。

- ・経費削減により生み出された剰余金(以下「剰余金」と言う。)については、原則 として返還を求めません。
- ・利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則 としてこれを補填は行いません。
- ・当初収支予算に対し、収支決算において利益が生じた場合、その利益から剰余金を 除いた額の20パーセントを市に納入していただきます。

この精算は、翌年度に実績報告書が提出された後に行います。

なお、指定管理者の提案により20%以上の納入も可能です。

・本要項6(2)管理基準⑨アに記載する市からの派遣職員の人件費については、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条に基づき、市が給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下「給料等」という。)を支給することとしますが、指定管理者は利用料金収入から市が支給する給料等の一部を負担金として市に納付するものとします。

(3) 管理口座・区分経理

- ① 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
- ② 指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- ③ 岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岐阜市条例第64号)、岐阜市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岐阜市条例第65号)及び社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)等や各種関係通知に留意してください。

(4)納税義務について

指定管理者は社会福祉法人であるため、施設において社会福祉事業を実施した場合、 ①法人等に係る市民税、②事業を行う者に係る事業所税、③社会福祉事業の用に供する ため新たに設置した事業用資産に係る固定資産税(償却資産)等は、原則非課税となり ます。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2)提案の内容

事業計画書及び収支予算等の作成にあっては、「資料5 収支予算立案のための参考 情報」及び「資料6 職員配置等に関する基準」に留意し、提案してください。

(3) 審査方法

審査は、福祉部指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)において非公開で行います。

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(4)審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募法人へ通知します。 また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。 ただし、選外であった応募法人の法人名は公表しません。

(5) 選定方式

① 第1次審査(資格審査及び書類審査)

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目9の『岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書(平成22年10月22日締結)第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

	審査項目	適・否
1	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
2	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び岐阜市競争入 札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない法人であること。	適・否
4	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保 有税及び事業所税の滞納がない法人であること。	適・否
5	民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている法人でないこと。	適・否
6	破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている法人及びその開始決定がされている法人(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。	適・否
7	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応が可能な法人で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している法人であること。	適・否
8	岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書(平成22年10月22 日締結)第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
9	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

- ※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者又は指定管 理者としての資格を喪失するものとします。
 - ② 第2次審査(提案内容等の審査)

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は200点を満点として、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

区分	配点	選定基準	評価項目	採点 結果
		住民の平等 20 利用が確保 されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方 (理解度、取組姿勢など)	
公平性 透明性	2 0		平等利用を確保するための体制、モニタリングなど 情報公開、広報の方策	
	chacc	その他応募者の提案によるもの		
			小 計	

効果性	5 0	事の対効目を 事業内象用的限 を 動きを は の で と を は る こ と る こ と る こ と る と る り る り る り る り る と る る る る る る る	『事業計画書の内容が、施設の効用(設置目的)を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など) 既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容 利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など 利用者に対するサービス向上の方策(窓口対応、プロモーション、設備の整備など) 利用促進、利用者増の方策 サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど 施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置 その他応募者の提案によるもの ハ 計	
効率性	3 5	事業計画書 の内容が、 管理経費の 縮減が図ら れるもので あること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など) 指定管理経費の妥当性(サービスとコストのバランスなど) 収支計画の妥当性 管理経費縮減の具体的方策 スタッフ配置の妥当性(無理はないか) 利用料金を収受する施設の場合、収入の増加を図るための方策 その他応募者の提案によるもの	
安定性安全性	6 0	事に理て能能で動きをういる。事でしている。までは、またのではではでは、またのではでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、ま	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など) 当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績 経営基盤の安定性 組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資格、 ノウハウ、専門知識など スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制 スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策 リスクへの対応方策(利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど) リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など) その他応募者の提案によるもの 小 計	
貢献性	3 5	事業計画書の 内容が、岐阜 市あるいは施 設がある特定	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域 (以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるもの であること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など) 地元の法人その他の団体の育成(一部業務の再委託先)	

の地域(以下		地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
	「地元」とい	地元での資材等の調達
	う。)の振	地元での社会活動等への参加
	興、活性化な	その他地元への貢献に関すること
	どに貢献でき	その他応募者の提案によるもの
	るものである	
	こと	小計
合 計		

● 総合評価

審査	結果	審査内容(選定・不選定の理由等)	

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項についての協定書を締結します。(詳細は別添の「資料7 岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光)の管理運営に関する協定書(参考)」を参照してください。)

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

(1)募集要項の公表・配布 令和3年4月30日(金)~

(2) 現地見学会の開催 令和3年5月17日(月)

(4) 申請書受付期間 令和3年5月6日(木)~令和3年6月14日(月)

(5) 第1次審査(資格審査等) 令和3年6月中旬頃~令和3年7月上旬頃

(6) 第2次審査(提案内容等の審査)令和3年7月下旬頃~令和3年8月上旬頃

(7)選定結果の通知・公表 令和3年8月中旬頃

(8) 市議会へ指定議案等を提出 令和3年9月上旬頃

(9) 指定の通知 令和3年9月下旬頃

(10)協定書の締結 令和3年10月上旬頃

(11) 事務引継・トレーニング 令和3年10月中旬頃~令和4年3月頃

11 現地見学会について

現地見学会を以下のとおり実施いたします。参加を希望される法人は、開催日の1週間前までに「様式9 現地見学会参加申込書」に記入の上、20ページ記載のE-mailもしくはFAXにて送付してください。E-mailで送付の際は、タイトルを、「現地見学会参加申込み」とし、送付してください。

開催日時 令和3年5月17日(月) 午後1時30分から

実施場所 岐阜市西島町4番24号(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光)

岐阜市西島町4番24-2号(ケアホーム恵光)

※現地見学会への参加の有無が後の申請やその評価に対して影響を与えることはありませんが、参加をしなかったことによって得られなかった情報について、市は関知しません。

12 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ又は市役所本庁舎1階(令和3年5月6日以降は新庁舎1階)福祉部障がい福祉課で書類を入手し、障がい福祉課へ直接提出してください(郵送、ファクシミリ等による送付、受付はいたしません。)。

申請書受付期間は、令和3年5月6日(木)から令和3年6月14日(月)(ただし、土日祝日を除いた日の午前8時45分~午後5時30分)までとし、申請に要する経費は全て申請者の負担となります。

なお、申請者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定 管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管 理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2)提出書類

- ① 用紙は、日本工業規格A4サイズとしてください。ただし、A3サイズの図面等のみA4サイズに折って使用することができます。なお、法人の概要を示すパンフレット等については、サイズを問いません。
- ② 申請書等の印字については、片面印刷、両面印刷のどちらでも可能です。
- ③ 申請書等のとじこむ順番については、以下のとおりとし、ホチキスなどで綴じないでください。また、インデックスや付箋をつけないでください。
- ④ 提出部数:正本1部、副本10部

	提出書類	
1	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、	様式1
	ケアホーム恵光)指定管理者指定申請書	
2	法人の定款、規約又はこれに類する書類(写)	
3	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、	様式2
	ケアホーム恵光)の管理に関する収支予算書	
4	事業計画書	様式3

5	団体概要説明書	様式4
6	応募を決定した理事会等の議事録(写)	
7	令和3年5月1日以降に発行された法人の履歴事項全部証明書	
8	直近3事業年度の決算期の財務諸表	
9	職員配置と採用計画について	様式5
1 0	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、	様式6
	ケアホーム恵光)指定管理者指定申請にかかる誓約書	
1 1	令和3年5月1日以降に発行された直近3か年分の納税証明書	
	※対象となる税:市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固	
	定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税	
1 2	役員名簿照会及び同意書	様式7
1 3	直近3か年の間に実施された指導監査に係る業務別(法人含	
	む)是正改善を要する事項に対する報告書(写)	

⑤ 岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光) の管理に関する収支予算書の作成においては、本要項6(2)管理基準⑨アに記載する市からの派遣職員に係る給料等以外のもの(管理職手当、通勤手当、勤勉手当及び超過勤務手当等)は指定管理者が支出することになりますので、これらの支出を支出経費に見込んでください。

なお、法定福利費のうち、派遣職員の健康保険に係る事業主負担及び被保険者負担金、児童手当に係る拠出金、地方公務員等共済組合法による事業主負担及び掛け金は指定管理者が支出することになりますので、これらの支出を支出経費に見込んでください。

また、市派遣職員がその派遣期間中、岐阜市の職務に従事したものとした場合における給与の総額を下回らないよう、職員の派遣期間中において、指定管理者がその差額を支給するものとします。

<市派遣職員に係る人件費(実績給等)>

年度 (令和)	4 年度	5 年度	6年度
派遣人数(想定)	2 4 人	1 2 人	6人
指定管理者負担分	59, 000, 000	33, 700, 000	17, 000, 000
概算人件費 (円)			

本要項7(2)利用料金の精算(取扱い)に記載する市の派遣職員に係る給料 等負担金を利用料金収入から支出することになりますので支出経費に見込んでく ださい。負担金の見込額は下表<指定管理者の負担金の想定>です。施設で働く 法人の職員の給料等の金額が下表の金額を上回る場合などは、下表の金額を上回 る提案を行うことも可能です。

<指定管理者の負担金の想定>

派遣職員一人当たり	2 401 000
の負担金 (円)	3, 401, 000

※指定管理者の負担金は、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査等から算出。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和3年4月30日(金)から令和3年5月21日(金)までとします。「様式10 指定管理者募集要項等に関する質問票」を20ページ記載の E-mailもしくは FAX にて送付してください。E-mailで送付の際は、タイトルを、「指定管理募集要項等に関する質問」とし、送付してください。応募者からの質疑についての回答は、他の応募者との公平性・透明性の確保の観点から、市ホームページで公表します。

なお、質問に対する回答は、募集要項、仕様書等の追加又は変更とみなします。

(4) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員及び本件関係者に対し、本件提案についての 不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

働きかけの基準・判断手順は、「岐阜市指定管理者制度基本方針(平成17年3月 策定)」のとおりとします。

- ② 虚偽の記載をした場合の取り扱い 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ③ 応募書類の取り扱い 応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ④ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号) 第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧ 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

13 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所福祉部障がい福祉課指導係

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地(本庁舎1階)

令和3年5月6日以降(新庁舎移転後)

〒500-8701 岐阜市司町40番地1(新庁舎1階)

電 話:058-214-2136(直通)

F A X: 058-265-7613

E-mail: fj-shougai@city.gifu.gifu.jp